

令和4年7月1日

各 部 長  
首 席 監 察 官 殿  
各 所 属 長

生活安全部長

三重県少年警察活動に関する訓令の解釈・運用等について（通達）

この度、三重県少年警察活動に関する訓令（平成17年三重県警察本部訓令第1号。以下「訓令」という。）の解釈・運用等について、下記のとおり定めたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

## 記

## 1 少年育成支援官（第3条関係）

- (1) 「特に専門的な知識及び技能を必要とする少年警察活動」には、少年相談、継続補導、被害少年に対する継続的な支援のほか、少年の保護者に対する助言・指導等も含まれる。また、「少年育成支援官」には、事務官、技官その他所要の職員をもって充て、警察官は含まない。
- (2) 少年育成支援官の運用については、別に定めるところによる。

## 2 少年サポートセンター（第5条関係）

- (1) 少年サポートセンターとは、少年育成支援官等を配置し、専門的な知識及び技能を必要とし、又は継続的に実施することを要する少年警察活動について中心的な役割を果たすための組織として設置するものである。
- (2) 少年サポートセンターの運用については、別に定めるところによる。

## 3 少年警察活動の基本（第6条関係）

## (1) 健全育成の精神（同条第1号）

少年警察活動の目的である「少年の健全な育成」を期する精神をもって当たるとともに、少年の「規範意識の向上及び立ち直りに資する」よう配意すること。また、「規範意識の向上」とは、少年の非行の防止に不可欠な要素であり、「立ち直り」とは、非行少年及び不良行為少年が立ち直ることのみならず、被害少年がその精神的打撃から立ち直ることも含むものである。

なお、少年警察活動を行うに当たっては、少年が立ち直ってこそ「少年の健全な育成」という最大の目的が達成されることに留意すること。また、少年警察活動に携わる者は、「少年の健全な育成」を期するため、人格の向上と識見の涵養<sup>かん</sup>に努め、少年及び保護者その他の関係者の信頼が得られるように努めること。

(2) 少年の特性の理解（同条第2号）

「少年の心理、生理その他の特性に関する深い理解をもって当たること」とは、少年が心身共に成長期にあつて環境の影響を受けやすいこと、可塑性（少年が非行から立ち直る可能性を意味する。）に富むこと等を理解する必要性を示したものである。

(3) 処遇の個別化（同条第3号）

「少年の性行及び環境を深く洞察し、非行の原因の究明や犯罪被害等の状況の把握に努め、その非行の防止及び保護をする上で最も適切な処遇の方法を講ずるようにすること」とは、個別の少年の特性に応じて最善の処遇を講ずることの必要性及びその前提として少年自身とその環境を深く洞察し、問題点を把握することの必要性を示したものである。

(4) 秘密の保持（同条第4号）

「秘密の保持に留意して、少年その他の関係者が秘密の漏れることに不安を抱かないように配慮すること」とは、少年その他の関係者のプライバシーに配慮する必要性を示したものである。少年事件の捜査、不良行為少年の補導、少年相談等により知り得た秘密を漏らしてはならないことは当然のことであるが、特に、少年の立ち直りを期する上では、少年その他の関係者に秘密の保持について不安を抱かせないことが重要であることから、これに配慮すること。

(5) 国際的動向への配慮（同条第5号）

「国際的動向」としては、例えば、児童の権利条約の採択、児童の商業的性的搾取に反対する世界会議の開催等の取組が世界的に行われていることが挙げられるが、このような国際的な動向に十分配慮する必要性を示したものである。

なお、これらの動向を踏まえて、日本人が国外において敢行する児童買春事犯、インターネットを利用した児童ポルノ事犯等の積極的な取締り、児童の性的搾取等の防止のための広報啓発を推進すること。

4 関係機関、ボランティア等との連携（第7条関係）

関係機関、ボランティア等との連携に際しては、警察から協力を求めるほか、相手方が主体となって実施する活動にも積極的に協力するものとする。

5 少年事件指導官（第12条関係）

少年事件指導官が行う「指導等」は、次に掲げる事項を実施するものとする。

- (1) 犯罪少年事件のうち本部要指導事件（「ち密な捜査の推進について（例規通達）」平成2年10月3日付け（捜一）第30号（捜二・鑑・機捜・防・少・生・備一・備二・企・指合同）第3の1に規定する事件をいう。以下同じ。）及び触法少年事

件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門に属する警察官が捜査・調査を行う事件について、非行事実の厳密かつ周到な立証を徹底するため、当該事件の捜査主任官、調査主任官その他の少年警察活動に従事する警察官に対し、公判又は少年審判における立証、低年齢少年の特性を踏まえた調査その他の適正な捜査・調査のために必要な指導を行うこと。

- (2) 犯罪少年事件のうち本部要指導事件、本部長指揮事件（三重県警察の捜査指揮に関する訓令（平成27年三重県警察本部訓令第25号）に規定する事件をいう。）及び触法少年事件のうち家庭裁判所の審判に付することが適当であると認められるものであって、少年警察部門以外の部門に属する警察官が捜査・調査を行うものについて、当該事件の本部主管課と密接な連絡を取り、当該本部主管課により、前記(1)に定めるものと同様の指導が的確に行われるよう助言すること。
- (3) 少年事件選別主任者に対して、少年の特性及び少年審判の特質を踏まえた捜査・調査の指揮、措置の選別、処遇意見の決定等に関する必要な指導及び教養を行うこと。

## 6 早期発見及び報告等（第14条及び第15条関係）

- (1) 警察職員は、犯罪少年を発見した場合は捜査報告書により、触法少年、ぐ犯少年又は児童相談所への通告が必要と認められる要保護少年を発見した場合は調査報告書により、指導等が必要と認められる不良行為少年、支援が必要と認められる被害少年及び児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合は別に定めるところにより、所属長に速やかに報告するものとする。
- (2) 前項の調査報告書について、簡易な事件等については、別記様式第1を使用することができる。
- (3) 本人又はその保護者が明確に継続的な指導等又は継続的な支援を拒否している場合には、その旨も併せて報告を行うものとする。

## 7 継続補導（第20条から第22条関係）

### (1) 継続補導の基本

継続補導は、少年に対する助言、指導、カウンセリング等を通じて行うものであり、専門的な知識及び技能を必要とし、継続的に実施することを要する活動である。

このため、原則として、少年サポートセンターに配置された少年育成支援官又は警察官が実施するものとする。

### (2) 非行少年等に係る継続補導

触法少年であって児童相談所に送致すべきもの若しくは要保護少年のいずれにも該当しないもの又は低年齢少年に係るぐ犯少年であって、要保護少年に該当しないものについては、その非行の防止を図るため特に必要と認められる場合には、保護者の同意を得た上で、継続補導を実施するものとする。

不良行為少年についても、必要と認められる場合には、保護者の同意（特定少年の場合は本人の同意）を得た上で、継続補導を実施するものとする。

一方、犯罪少年及び14歳以上のぐ犯少年については、警察において必要な捜査・調査を行い関係機関に送致され、又は通告された後は、当該機関における措置に委ねられることとなるため、継続補導の対象とはならない。ただし、継続的な立ち直り支援を行う必要がある少年として別途通達するものについては、この限りではない。

なお、捜査・調査と並行して、本人又はその保護者への助言や学校等への連絡等の必要な措置を執ることができる。

## 8 少年の社会参加活動等（第23条及び第24条関係）

### (1) 関係機関等との協力等

少年の非行の防止や保護のためには、少年に対してその身体的・精神的よりどころとなる居場所を提供することが重要である。

なお、この種の活動を効果的に実施するためには、学校その他の関係機関等が実施する少年の健全な育成のための活動との役割分担に配慮すること及び警察が有する少年警察活動に関する知識、経験その他の専門性を生かすことが重要である。

### (2) 活動の具体的内容

具体的な活動としては、公園の清掃、落書き消し等の環境美化活動、福祉施設の訪問、生産体験活動その他の社会参加活動並びに警察署の道場等における少年柔剣道教室及びスポーツ大会はもとより、少年の居場所づくりに資する多種多様な活動が想定される。

## 9 情報発信（第25条から第27条関係）

少年警察活動については、家庭、学校及び地域社会と一体となって取り組むことが極めて重要であることに鑑み、県民に少年の非行情勢や犯罪被害の実態を広く周知し、少年警察活動に対するより深い理解と積極的な協力を得るとともに、県民、関係機関、民間ボランティア団体等の自発的な活動を促し、支援するために、関係する情報を積極的に発信するものとする。

## 10 民間の自主的活動に対する配慮（第29条関係）

「その求めに応じ」とは、押し付けや相手方の意思に反して行うことを排する趣旨であり、少年警察ボランティアによる街頭補導活動や有害凶書の自動販売機の撤去運動、20歳未満の者の飲酒及び喫煙を防止するための関係業者及び業界団体のキャンペーン等の民間の自主的な活動を積極的に支援し、協力することを妨げるものではない。

#### 11 捜査・調査に伴う措置（第33条関係）

非行少年については、当該少年に係る事件の捜査・調査のほか、その適切な処遇に資するため必要な範囲において、時機を失することなく、本人又はその保護者に対する助言、学校その他の関係機関への連絡その他の必要な措置を執るものとする。これは、関係機関に送致又は通告された非行少年については、当該機関における措置に委ねられることとなることを前提とした上で、個別の事件によっては、他機関における措置に委ねるまでにいくらかの時間的間隙が生じる場合があり、その間、当該少年について何らの措置も執らない場合には、当該少年が極めて不安定な立場に置かれるなど、当該少年の適切な処遇を妨げるおそれもあることから規定したものである。

なお、これらの措置は、少年の健全な育成を期して行われる任意の措置であり、これにより少年法第41条及び第42条に規定するいわゆる全件送致主義を没却することのないよう留意する必要がある。また、関係機関への送致又は通告は、捜査・調査が終了した後、速やかに行うものとする。

#### 12 捜査・調査に関する留意事項（第37条関係）

##### (1) 犯罪捜査規範の適用

犯罪少年に係る刑事事件の捜査が犯罪捜査規範（昭和32年国家公安委員会規則第2号。以下「規範」という。）の規定により行われることは当然であり、触法少年及びぐ犯少年に係る事件の調査については、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。）及び少年法第六条の二第三項の規定に基づく警察職員の服務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）の規定により行われるが、調査の方法や調査に当たっての留意事項には、刑事事件の捜査と共通する部分も存することから、その性質に反しない限り、規範第12章（少年事件に関する特則）の例によるものとする。

なお、規範第202条の規定の趣旨に鑑み、規範第12章のみならず他章の規定についても、その性質に反しない限り、準用することとなる。例えば、取調べの心構え、関係者及び被害者等に対する配慮に係る規定がこれに当たる。

(2) 捜査・調査の基本

ア 少年事件捜査の基本

捜査については、規範第203条の規定に基づき、家庭裁判所の審判その他の処理に資することを念頭に置き、少年の健全な育成を期する精神をもって当たらなければならない。

イ 少年の特性の考慮

捜査に当たっては、規範第204条の規定に基づき、少年の特性を考慮し、特に他人の耳目に触れないようにし、言動に注意する等温情と理解をもって当たり、少年の心情を傷つけないように努めなければならない。

(3) 迅速な対応

捜査・調査が著しく遅延することは、少年の健全な育成を阻害するのみならず、被害者対策の観点からも適当でないことから、迅速な捜査・調査に努めるものとする。

13 呼出状（第42条関係）

訓令第42条第1項の呼出状は、規範別記様式第7号によるものとする。

14 受領書（第47条関係）

訓令第47条の受領書は、別記様式第2によるものとする。

15 触法調査に関する書類（第3章第3節関係）

- (1) 触法調査に関する書類の様式については、本通達によるもののほか、警察職員の職務等に関する規則第3条に定める調査概要結果通知書及び少年警察活動規則の規定により作成する書類の様式を定める訓令（平成19年警察庁訓令第12号。以下「様式訓令」という。）によるものとする。
- (2) 少年の申述書その他の関係書類を作成するに当たっては、当該少年に対し、当該書類の記載内容等について分かりやすく説明するとともに、記載内容の変更等を申し立てる機会を十分に与えなければならない。
- (3) 訓令第52条第2項の付添人選任届の様式は、任意とする。
- (4) 訓令第53条第1項の呼出状は、様式訓令別記様式第39号によるものとする。
- (5) 訓令第57条第3項の廃棄処分書は、様式訓令別記様式第42号によるものとする。
- (6) 訓令第57条第3項の換価処分書は、様式訓令別記様式第43号によるものとする。
- (7) 訓令第60条第1項の児童通告書は、様式訓令別記様式第37号によるものとする。
- (8) 訓令第60条第1項の児童通告通知書は、様式訓令別記様式第37号の2によるものとする。
- (9) 訓令第62条の受領書は、別記様式第2によるものとする。

## 16 ぐ犯調査に関する書類の様式（第3章第4節関係）

- (1) ぐ犯調査に関する書類の様式については、本通達に定めるもののほか、様式訓令によるものとする。
- (2) 訓令第67条の呼出状は、様式訓令別記様式第39号によるものとする。
- (3) ぐ犯少年を家庭裁判所に送致し、又は児童相談所に通告するに当たっては、当該少年の適正な処遇に資するため、ぐ犯少年事件送致書（様式訓令別記様式第33号）又は児童通告書（様式訓令別記様式第37号）若しくは児童通告通知書（様式訓令別記様式第37号の2）のほか、必要に応じて、調査報告書、当該少年及び関係者の申述書（様式訓令別記様式第3号）又は答申書（様式は任意とする。）その他必要な書類を作成し、又は徴すること。
- (4) ぐ犯少年と認められる者の申述書を作成する場合は、少年の年齢、知能等に応じた平易な言葉を用いること。申述書には、当該少年の署名及び押印又は指印（以下「署名押印等」という。）を求めること。また、事情聴取に立ち会い、又は申述書の内容を確認した保護者等がある場合には、当該保護者等にも署名押印等を求めること。
- (5) 少年が少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件その他家庭裁判所の審判に必要と認められる物件を所持しているときは、その同意を得た上で、一時これを預かること。この場合、当該物件を預かった警察職員は、預り書（別記様式第3）を作成するとともに、保護者等の申述書を作成し、当該物件を預かった旨を明らかにする書面を当該少年又は保護者等に交付する等して、物件の預かりのてん末を明らかにしておくこと。
- (6) 少年以外の者が、少年法第24条の2第1項各号のいずれかに該当する物件を所持している場合等で、事案処理のため特にその物件を必要とするときは、所有者等の協力を得て、任意差出書（別記様式第4）と共にその物件の提出を求めること。このとき、提出者には、任意差出書の写しを交付する等して、そのてん末を明らかにしておくこと。

なお、ここにいう任意差出書は、司法警察職員捜査書類基本書式例及び様式訓令別記様式第4号の任意提出書とは異なるものであるので留意すること。

- (7) (5)(6)の場合において、被害者その他権利者に物件を返還する場合は、受領書（別記様式第2）を徴すること。また、非行の防止上所持させておくことが適当でないと思えられる物件を少年が所持していることを発見し、これを所有者その他の権利者に返還させた場合は、当該権利者から受領書を徴する等物件の措置のてん末を明らかにする措置を講ずるものとする。

#### 17 被害少年に対する支援（第76条及び第77条関係）

被害少年については、適切な助言を行う等必要な支援を実施するものとする。これは、人格形成期にある少年が犯罪その他少年の健全な育成を阻害する行為により被害を受けた場合、その心身に与える影響が大きいことから、特別な配慮が必要であるということである。

なお、被害少年について、その精神的打撃の軽減を図るため、カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的支援を実施することが特に必要と認められるときに保護者の同意を得ることとしているのは、継続的な支援については、被害少年のプライバシーに関わることが多いからである。

#### 18 福祉犯に係る活動（第79条及び第80条関係）

福祉犯の被害少年については、身体的・精神的な打撃が大きく、心身に傷を受けたことが非行の原因となる場合もあることから、必要な支援を実施するほか、特に規定を設けたものである。例えば、いわゆる援助交際に起因する児童買春事件にみられるように、被害少年において被害者意識が希薄であるために反復して被害に遭う場合も少なくないことから、福祉犯事件について捜査をするほか、被害少年が再び被害に遭うことを防止するため、保護者や学校関係者等に配慮を求めることとした。

また、福祉犯については、風俗営業に係る18歳未満の者の使用や20歳未満の者に対する酒類又はたばこの提供にみられるように、特定の営業において反復継続的に少年が被害者となる場合もみられることから、同種の犯罪の再発を防止する観点から、福祉犯事件に関係した事業者を指導・監督する行政機関に対し、当該事件について連絡し、必要な行政処分等を促す等の必要な措置を執ることとした。

#### 19 要保護少年の通告等（第81条関係）

訓令第81条第1項の児童通告書は様式訓令別記様式第37号によるもの、同項の児童通告通知書は様式訓令別記様式第37号の2によるものとする。

#### 20 児童虐待を受けたと思われる児童の通告等（第83条関係）

訓令第83条第2項の児童通告書は様式訓令別記様式第37号によるもの、同項の児童通告通知書は様式訓令別記様式第37号の2によるものとする。

なお、児童虐待は、児童の心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであることから、被害児童等の心情や特性に配慮した聴取、被害児童の精神的被害の回復のためにカウンセリング等の支援を行うほか、再発を防止するために保護者に対する助言、学校への連絡等必要な措置を執るものとする。

#### 21 少年事件処理簿及び少年事案処理簿（第84条及び第85条関係）



- (1) 訓令第84条の少年事件処理簿は、様式訓令別記様式第44号によるものとする。
- (2) 訓令第85条の少年事案処理簿は、別記様式第5によるものとする。ただし、児童虐待を受けたと思われる児童の事案の処理の状況は、別に定める様式によるものとする。
- (3) 犯罪少年については、少年事件処理簿の作成を要しないが、事件を送致し、又は送付したときは、規範第201条の定めるところにより、犯罪事件処理簿を作成しなければならないことに留意する必要がある。

(4) 処理簿の記載

ア 訓令第15条の報告に係る少年の事案の措置は、少年事件処理簿、少年事案処理簿又は犯罪事件処理簿を少年警察部門の担当者が作成するものとする。

イ これら少年事案の処理に関して幹部の指揮を受け、又は何らかの措置を執ったときは、その都度処理簿に記載しておくものとする。

ウ 少年事件処理簿の記載要領にあつては別添1のとおり、少年事案処理簿の記載要領にあつては別添2のとおりとする。

22 呼出簿（第86条関係）

訓令第86条第1項の呼出簿は、様式訓令別記様式第40号によるものとする。

23 令状請求簿（第87条関係）

訓令第87条第1項の令状請求簿は、様式訓令別記様式第45号によるものとする。

24 少年カード（第88条関係）

訓令第88条第1項の少年カードは、別記様式第6によるものとする。

## 別添1

### 少年事件処理簿記載要領

#### 1 種別欄

事件の種別について、触法又はぐ犯の区分により、該当するものに○印を付ける。

#### 2 受理欄

本部又は警察署の少年警察部門の担当者が、該当する少年を把握した年月日を記入する。

#### 3 番号欄

1年ごとに事件処理の順序の一連番号を記入する。

#### 4 少年カード欄及び移送欄

(1) 少年カードの作成の有無について、該当するものに○印を付し、作成した場合には少年カードの番号を（ ）内に記入する。

(2) 訓令第88条第1項又は第2項の規定により、少年カードを少年の居住地を管轄する警察署に移送したときは、移送の年月日及び移送先の警察署名を記入する。

#### 5 少年欄及び保護者欄

(1) 氏名にはふりがなを付す。

(2) 年齢は、事件処理時における満年齢を記入する。

(3) 住居不定の者については、その旨を明記する。

(4) 職業を有する少年についてはその職種及び勤務先の名称を、学生・生徒・児童については学校名及び学年を記入する。

#### 6 事件の概要欄

(1) 種別は、触法少年の事案にあつては触法行為の主要なものの罪種を、ぐ犯少年の事案にあつては少年法第3条第1項第3号に掲げるイからニまでの記号をそれぞれ記入する。

(2) 概要は、それぞれの事件の内容を具体的に記入する。

#### 7 緊急同行状執行及び一時保護委託欄

緊急同行状を執行し、又は一時保護委託を受けたときは、該当するものに○印を付し、着手した年月日時及び関係機関に引き渡した年月日時を記入する。

#### 8 措置欄

(1) 少年に対して送致、通告等の措置を執った年月日を記入し、該当するものに○印を付ける。

(2) 処遇意見については、関係機関に送致又は通告する際に付した処遇意見を記入

する。

- (3) 処分結果については、関係機関が処分を行った年月日、処分を行った関係機関名及び処分の内容を記入する。
- (4) 警察限りの措置を執ったときは、その内容を記入する。

## 9 指揮伺・指揮事項欄

- (1) 指揮伺・指揮事項について幹部の決裁を受けた月日及び指揮伺、指揮事項の内容を記入する。
- (2) 幹部の指揮に基づき必要な措置を執ったときは、その月日及び措置の内容等を指揮伺・指揮事項欄に記入する。

## 別添2

### 少年事案処理簿記載要領

#### 1 種別欄

事案の種別について、不良行為、要保護又は被害の区分により、該当するものに○印を付ける。

#### 2 受理欄

本部又は警察署の少年警察部門の担当者が、該当する少年を把握した年月日を記入する。

#### 3 番号欄

1年ごとに事案処理の順序の一連番号を記入する。

#### 4 少年カード欄及び移送欄

- (1) 少年カードの作成の有無について、該当するものに○印を付し、作成した場合には少年カードの番号を（ ）内に記入する。
- (2) 訓令第88条第1項又は第2項の規定により、少年カードを少年の居住地を管轄する警察署に移送したときは、移送の年月日及び移送先の警察署名を記入する。

#### 5 少年欄及び保護者欄

- (1) 氏名にはふりがなを付す。
- (2) 年齢は、事案処理時における満年齢を記入する。
- (3) 住居不定の者については、その旨を明記する。
- (4) 職業を有する少年についてはその職種及び勤務先の名称を、学生・生徒・児童については学校名及び学年を記入する。

#### 6 事案の概要欄

- (1) 端緒は、発見又は認定の端緒（街頭補導、少年相談、事情聴取等）について記入する。
- (2) 種別は、不良行為少年の事案については次の区分により処理の端緒となった主要な行為の種別を、被害少年の事案については被害の原因となった主要な罪種等をそれぞれ記入する。

ア 飲酒

イ 喫煙

ウ 薬物乱用

エ 粗暴行為

オ 刃物等所持

- カ 金品不正要求
- キ 金品持ち出し
- ク 性的いたづら
- ケ 暴走行為
- コ 家出
- サ 無断外泊
- シ 深夜はいかい
- ス 怠学
- セ 不健全性的行為
- ソ 不良交友
- タ 不健全娯楽
- チ その他

(3) 概要は、それぞれの事案の内容を具体的に記入する。不良行為少年、要保護少年又は被害少年の事案については、それぞれ、継続補導、保護又は継続的な支援が必要と認められる状況を具体的に記入する。

#### 7 一時保護委託欄

一時保護委託を受けたときは、開始した年月日時及び関係機関に引き渡した年月日時を記入する。

#### 8 措置欄

(1) 少年に対して通告の措置を執った年月日を記入する。

なお、継続補導を要する不良行為少年にあつては、「継続補導」、継続的な支援を要する被害少年にあつては「継続的な支援」とそれぞれ余白に記入するとともに、継続補導又は継続的な支援を行うことを決定した年月日を記入する。

(2) 処遇意見については、児童相談所に通告する際に付した処遇意見を記入する。

(3) 処分結果については、児童相談所が処分を行った年月日及び処分の内容を記入する。

(4) 警察限りの措置を執ったときは、その内容を記入する。

#### 9 指揮伺・指揮事項欄

(1) 指揮伺・指揮事項について幹部の決裁を受けた月日並びに指揮伺及び指揮事項の内容を記入する。

(2) 幹部の指揮に基づき必要な措置を執ったときは、その月日及び措置の内容等を指揮伺・指揮事項欄に記入する。

## 調 査 報 告 書

年 月 日

警察署長  
殿

警 察 署

印

触法少年  
ぐ犯少年  
要保護少年

下記 を調査した結果は、次のとおりであるから報告する。

少年	ふりがな 氏 名	男・女	生年月日	年 月 日 ( 歳)
	職 業 学校・学年	学校 学年在学		
	住 居	(電話 )		
	本 籍 (国 籍)			
保 護 者	氏 名		年 齡	歳
	職 業		少年と の続柄	
	住 居	(電話 )		
発覚の端緒	年 月 日 午 時 分 <input type="checkbox"/> 現認 <input type="checkbox"/> 職務質問 <input type="checkbox"/> 聞込み <input type="checkbox"/> 届出 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
触法、ぐ犯及び 要保護少年と 認められた理由				
非行事実 (触法・ぐ犯のみ)				
動 機	<input type="checkbox"/> 対象物自体の所有・消費目的 <input type="checkbox"/> 一時的盗用 <input type="checkbox"/> 遊び・好奇心・スリル <input type="checkbox"/> 遊興費充当 <input type="checkbox"/> 憤怒 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
事後の状況	<input type="checkbox"/> 改悛の情が顕著である。 <input type="checkbox"/> 保護者が今後の善導を誓約している。 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
警察として 採った措置	<input type="checkbox"/> 少年に対して、厳重に訓戒を加え、将来を戒めた。 <input type="checkbox"/> 次の者を呼び出し、監督上の注意を与え、その請書を徴した。 <input type="checkbox"/> 親権者 <input type="checkbox"/> 雇主 <input type="checkbox"/> その他 ( ) <input type="checkbox"/> 少年に対して、被害者に対する被害の回復、謝罪等を講ずるよう指導した。 <input type="checkbox"/> その他 ( )			
備 考				

(注意) 印のある欄については、該当の□内にレ印を付すこと。

(用紙 日本産業規格A4)

別記様式第2

<h2 style="margin: 0;">受 領 書</h2>			
			年      月      日
警察署長 殿 住 居 氏 名 <span style="float: right;">⑩</span>			
下記目録の物件の返還を受け、受け取りました。			
<h3 style="margin: 0;">目 録</h3>			
番 号	品 名	数 量	備 考
			取扱者印

別記様式第3

<p style="font-size: 24px; margin: 0;">預　　り　　書</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年　　月　　日</p> <p style="margin: 10px 0;">警察署長</p> <p style="text-align: center; margin: 5px 0;">殿</p> <p style="margin: 10px 0;">警察署</p> <p style="margin: 5px 0;">官　職　　氏　名　　Ⓜ</p> <p style="margin: 10px 0;">少年の住居</p> <p style="margin: 5px 0;">氏名</p> <p style="text-align: right; margin: 5px 0;">年　　月　　日生（　　歳）</p> <p style="margin: 10px 0;">上記の少年のぐ犯事件に関し、本職は、年　　月　　日</p> <p style="text-align: center; margin: 10px 0;">において、少年が所持する下記目録の物件を一時預かった。</p>			
目　　録			
番　号	品　　名	数　　量	備　考



別記様式第 4

任 意 差 出 書

年 月 日

警察署長

殿

住 居

(電話 )

職 業  
学校・学年

氏 名

印

( 歳)

下記の物件を任意に差し出します。用済みの上は、処分意見欄記載のとおり処分してください。

差 出 物 件

番 号	品 名	数 量	差 出 者 処 分 意 見	備 考

取扱者印

少年事案処理簿

種別	不良行為・要保護・被害	受理	年月日	番号	第 号
少年カード	作成(第 号)・作成せず		移送	年月日 警察署	
少年	ふりがな 氏名		男・女	生年月日	年月日生 ( 歳)
	住居	電話( )			
	職業 学校・学年				
保護者	ふりがな 氏名	( 歳)	職業		
	住居	電話( )			
事案の概要	端緒		種別		
	概要				
一時保護委託	開始日時	年月日	時	分	
	引渡日時	年月日	時	分	
措置	年月日	処遇意見	処分結果 年月日		
	児童相談所通告				
警察における補導の措置					
報告者 連絡	課 官職 氏名	係	担当者	課 官職 氏名	係

決 裁			月日	指 揮 伺 ・ 指 揮 事 項	備 考
課長 署長	次長 副署長	副 課長			

少年カード

資料区分	
------	--

少年の氏名	異名	生年月日	職業	勤務先	名称	収入
本籍	出生地	職業	勤務先・職種	所在地	所在地	円
住居	出生地	職業	勤務先・職種	所在地	在職期間	退職理由
非行場所	財物加害高	円	非行・補導前歴	非行等名		
家族関係	主な家族の氏名	続柄	年齢	職業	住居	家族数 人
学校関係	最終(在学)学校名	年	所在地	補導年月日		
	忘学	成績		補導警察署		
				措置及び処分結果		
				喫煙		有機溶剤その他の薬物乱用

取扱警察署	発生地管轄警察署	検挙警察署	身柄引渡警察署	処遇意見	
罪名				最終(在学)学校	
既遂・未遂別				卒業・中退別	
手口				共犯形態	
非行時の居住地				少年が犯した他の非行(異なる罪種)	刑法犯 特別法犯
性別				非行府県数	
非行時の年齢				被疑者特定の端緒を得た係	
非行時の学職				被疑者を逮捕した係	
学職の特殊形態				事件を主として処理した係	
国籍等				身柄措置	
在留資格等(外国人)				本票記載非行の供述状況	
不法滞在期間(外国人)				暴力団関係	
補導歴・非行歴	補導歴	回	非行歴	回	うち本票記載犯罪と同一罪種( )回
前回処分				団体の名称	
非行年月日時				組織順位	
非行場所				地位	
非行の動機・原因	背景			ゴロ・総会屋等	
	父親の態度			犯罪態様	
	母親の態度			民事介入暴力	
	直接の動機・原因				
	精神障害等の有無				
家出関係				関係検挙票番号	署 年 月 第 号
生活形態				作成者	年 月 日作成 署 係 氏名 印
両親の状態				逮捕年月日	年 月 日 時 分
母の不在状況				逮捕場所	
非行集団関係	暴力団との関係の有無			逮捕者	
	集団の種別			釈放年月日	年 月 日 時 分
送致等の区分				送致年月日・送致先	年 月 日
				勾留(観護)年月日	年 月 日 時 分
				家裁(検察官)処分	年 月 日
				裁判結果	年 月 日
				作成・照会	

索引												
保護等	緊急同行状執行		着手	年	月	日	時 分	引渡	年	月	日	時 分
の状況	一時保護		着手	年	月	日	時 分	引渡	年	月	日	時 分
ぐ 犯 行 為 の 概 要												

事後措置その他参考事項												
-------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--